

「規制のPDCA」に関するこれまでの取組等

昭和60年12月

「昭和61年度に講ずべき措置を中心とする行政改革の実施方針について」
(閣議決定)

→「許認可等の統一的把握」(総務省)

＜平成15年3月末分までは毎年1回、その後2年に1回(2年分)。

平成22年3月末分から24年3月末分までを25年3月に公表＞

平成14年4月

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(政策評価法)施行

→「政策のPDCA」の法定化

平成18年7月

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」(閣議決定)

→「法令に関する規制(通知・通達等を含む)について、各府省において平成18年度中に法律ごとの見直し年度・見直し周期を公表」

「見直し基準」に基づき、平成19年度以降必要な見直しを行う」

平成19年10月

規制の「事前評価」を導入(政策評価法施行令改正)

→法律又は政令による規制の新設又は改廃について、事前評価を義務付け

平成21年3月

「規制改革推進のための3か年計画」(再改定)(閣議決定)

→「一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直し、及び、規制にかかわる通知・通達等の見直しを強力的に推進する」

平成24年12月

「規制全般の定期的・横断的見直しについて」(規制・制度改革委員会)

→規制全般の定期的・横断的な見直しの仕組みの具体的な在り方についてとりまとめ

〔別記（1）〕

《一定期間が経過した規制の見直し基準》

①意義

この基準は、制度の新設・改正後一定の期間が経過した規制について、客観的かつ分野横断的に見直しを推進するために策定されるものである。したがって、当該基準に基づき見直しがなされた規制については、時代に即応して、廃止、緩和等の改革が必要かどうかを個々の規制について、従来どおり積極的に見直し、規制改革を推進していくべきである。

②見直しの対象

見直しの対象となる「規制」の範囲は、第2次臨時行政改革推進審議会「公的規制の緩和等に関する答申」（昭和63年12月1日）において示されている定義にしたがうものとし、次の形式により制度化されたものを、見直しの対象とする。

- (i) 法律（その趣旨・目的等に照らして相当としないものを除く。以下の(ii)から(iv)についても、同様の趣旨に照らして相当でないものを除く。）
- (ii) 政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示（この基準において、「法規命令」という。）
- (iii) 通知や通達など、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、法規命令以外のもの（この基準において、「通知・通達等」という。）で、私人に対する「外部効果」を有するもの
- (iv) 通知・通達等のうち、私人に対する「外部効果」を有しないもの

③見直しの視点

一定期間経過後の規制の見直しは、次のような視点に沿って行うものとする。その際、規制を導入しないし継続する理由となっていた社会経済情勢および知見が期間経過中に変化したかどうか、またどのように変化したかを、十分に調査・検討するものとする。

また、例えば、発出時点から相当の期間が経過しており実務上運用されなくなっている規制、関連する法令の適用対象が存在しなくなった場合等実質的効力を失っているが廃止手続きが未済のため形式的には存在し続けている規制などのうち、国民を混乱させる等の影響が生じるおそれのあるものについては、積極的に廃止の手続き等を進めるものとする。

- (i) 経済的規制は原則廃止、社会的規制は必要最小限との原則の下での規制の抜本的見直し
- (ii) 免許制から許可制への移行、許可制から届出制への移行等より緩やかな規制への移行
- (iii) 検査の民間移行等規制方法の合理化
- (iv) 規制内容・手続について国際的整合化の推進
- (v) 規制内容の明確化・簡素化や、許認可等の審査における審査基準の明確化、申請書類等の簡素化
- (vi) 事前届出制から事後届出制への移行等事後手続への移行
- (vii) 許認可等の審査・処理を始めとする規制関連手続の迅速化
- (viii) 規制制定手続の透明化
- (ix) 不合理な規制の是正による社会的な公正の確保

なお、規制にかかわる通知・通達等については、上記の見直しの視点とあわせて、「規制改革・民間開放3か年計画（再改定）」（平成18年3月31日閣議決定）（以下「3か年計画（再改定）」という。）に盛り込まれている、その私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類ごとの基準にしたがい、見直しを推進する。

④見直しの「期間」の設定

一定期間経過後当該規制の見直しを行う旨の条項（この基準において、「一定期間経過後見直し条項」という。）を盛り込む際の「期間」の設定については、以下の基準にしたがい設定するものとする。

- (i) 「5年」を標準とし、それより短い期間となるよう努める。
- (ii) 制度見直しのための検証に時間のかかる規制については、可能な限り「10年」を上限として設定する。

なお、一定期間経過後に見直しを行う際には、次回の見直しを行うまでの「期間」を設定するものとし、以後もこの例によるものとする。

⑤法律の一定期間経過後見直し

法律については、(i)新たに法律を制定する場合、(ii)既存の法律の附則等に一定期間経過後見直し条項がある場合、および(iii)既存の法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (i) 規制にかかわる法律の新設に当たっては、法案作成時に前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい一定期間経過後見直し条項を盛り込み、以後、前述③の「見直しの視点」も踏まえて見直しを行う。
- (ii) 規制にかかわる既存の法律のうち、一定期間経過後見直し条項があるものについては、当該見直し条項にしたがい見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」も踏まえて見直しを行う。
- (iii) 規制にかかわる既存の法律のうち、一定期間経過後見直し条項がないものについては、法律改正の際に前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい一定期間経過後見直し条項を盛り込み、以後、前述③の「見直しの視点」も踏まえて見直しを行う。

⑥法規命令の一定期間経過後見直し

法規命令については、(i)法規命令そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、及び(ii)法規命令自体及び根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (i) 規制にかかわる法規命令そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行う。
- (ii) 規制にかかわる法規命令のうち、法規命令自体および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行う。

⑦「外部効果」を有する通知・通達等の一定期間経過後見直し

私人に対する外部効果を有する通知・通達等については、(i)通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、および(ii)通知・通達等自体、および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (i)規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行う。
- (ii)規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等自体、および根拠となる法律のいずれにも一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行う。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行う。

⑧「外部効果」を有しない通知・通達等の定期的見直し

私人に対する外部効果を有しない通知・通達等については、(i)通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がある場合、および(ii)通知・通達等自体、および根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項がない場合に大別されるが、それぞれ以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (i)規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等そのものに一定期間経過後見直し条項があるか、根拠となる法律に一定期間経過後見直し条項があるものについては、一定期間経過後見直し条項にしたがって、又は一定期間経過後見直し条項がある法律の見直しに併せて見直しを行うよう努める。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行うよう努める。
- (ii)規制にかかわる通知・通達等のうち、通知・通達等自体、および根拠となる法律のいずれにも一定期間経過後見直し条項がないものについては、前述④の「一定期間の設定」基準にしたがい根拠となる法律ごとに設定する見直し時期に併せて見直しを行うよう努める。その際、前述③の「見直しの視点」に立って見直しを行うよう努める。

⑨見直し結果および理由の公示

一定期間経過後に見直しを実施した場合、その結果および理由をホームページ等で公示する。特に、見直しの結果、その制度・運用を維持するものについては、その必要性、根拠等を明確にする。

[別記(2)]

《通知・通達等法令以外の規定に基づく規制に関する見直し基準》

①意義

この基準は、通知・通達等法令以外の規定に基づく規制について、客観的かつ分野横断的に見直しを推進するために策定されるものである。したがって、当該基準に基づき見直しがなされた規制について無条件に是認するものではなく、廃止、緩和等の改革が必要と考えられる個々の規制については、従来どおり積極的に規制改革を推進していくべきものである。

②見直しの対象

見直しの対象となる「通知・通達等」とは、行政機関が定める不特定多数の事案に適用されるルールのうち、政令、内閣府令・省令、外局規則、人事院規則、会計検査院規則、法律の委任に基づく命令を定めた告示（この基準において、「法規命令」という。）以外のもので、規制に関わるものをいう。なお、ここでいうところの「規制」とは、第2次臨時行政改革推進審議会「公的規制の緩和等に関する答申」（昭和63年12月1日）において示されている定義にしたがうものとする。

③通知・通達等の私人に対する「外部効果」の有無に着目した分類

通知・通達等は、私人に対する「外部効果」のあるものとして、(i) 行政手続法に定める審査基準・処分基準、(ii) 私人に対する「外部効果」があるもののうち、上述の審査基準・処分基準に該当しないものと、(iii) 私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等に分類でき、それぞれについて見直しの基準を定めるものとする。

ここでいう「私人に対する外部効果を有する」とは、例えば、上級行政機関が、所管する法令の解釈を定めてそれを下級行政機関に「通達」のかたちで発出するケースにおいて、当該「通達」は下級行政機関を法的に拘束する一方、私人を直接法的に拘束する効力を有するものではないが、下級行政機関が当該「通達」に則って法令を解釈適用することにより、当該「通達」を踏まえた法律の運用に抵触した私人に対して下級行政機関が何らかの処分行為を行うことにより、結果として私人が不利益を被るといったような、私人に対する「外部効果」を有することを意味する。すなわち、行政機関が法令の解釈や運用の基準などを示すことによって、「法規命令」以外のかたちで私人の権利義務に関わる事項について定めるものである。

④「審査基準・処分基準」として取り扱うべきものについては、以下の基準にしたがい見直しを推進する。

- (ア) 当該通知・通達等が根拠となる法令の趣旨・範囲を超えて私人に対する「外部効果」を有するかどうかを確認し、法令の趣旨・範囲を超える部分については、法令で定めるか、当該規定を廃止する等の見直しを行う。
- (イ) 審査基準・処分基準のかたちで定めることとするものについては、原則として所管府省名又は大臣名で制定・発出する（ただし、行政手続法における審査基準・処分基準の制定主体である「行政庁」に該当するものについては、当該「行政庁」名で制定・発出することを妨げない）。
- (ウ) 通知・通達等のうち、申請により求められた許認可を行うか否か、不利益処分を行うか否かの判断に影響を与えるものについては、行政手続法に規定する審査基準・処分基準として取り扱う。

また、これらの制定・発出の際、当該通知・通達等の名称に「審査基準」「処分基準」という名称を使用する。

(エ) 審査基準・処分基準として取り扱うものについては、行政手続法に定める意見公募手続を行うとともに、その内容を積極的に公表する。

⑤「審査基準・処分基準以外の基準」に該当するものについては、以下の基準にしたがい見直しを推進する。

(ア) 当該通知・通達等が根拠となる法令の趣旨・範囲を超えて私人に対する「外部効果」を有するかどうかを確認し、法令の趣旨・範囲を超える部分については、当該規定を廃止する等の見直しを行う。

(イ) 私人の混乱を招かないよう、当該基準は制定・発出時点で行政が最適と考える法令解釈・運用等の標準であることを、通知・通達等に明記する等の措置を講ずる。

(ウ) 審議会や検討会といった第三者機関による検討、意見公募（パブリック・コメント）等の手続を経るなど、基準の合理性、透明性が確保されているかどうかを確認し、確保されていない場合には、当該手続を実施する等の必要な措置を講ずる。

⑥「私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等」の見直しの基準

ア 私人に対する「外部効果」を有しない通知・通達等に該当すると考えられるものには、様々な形式のものがあるが、その典型例として、その性格に着目し、以下のとおり分類されるものがある。

(ア) 行政指導指針：同一の行政目的を実現するため一定の条件に該当する複数の者に対し行政指導をしようとするときにこれらの行政指導に共通してその内容となるべき事項

(イ) 技術的助言・勧告：地方公共団体の事務について、地方自治法第245条の4の定めに基づきなされる技術的な助言又は勧告

イ 地方自治法第245条の4に定める技術的な助言、勧告として制定・発出されているもののうち、全国一律で法的義務付けを行う方が私人にとって望ましいと考えられるものについては、法令で定めるよう、見直しを行う。

ウ 私人に対する外部効果を有しないことを明確にするため、行政指導指針に該当するものについては「行政指導指針」、技術的助言・勧告に該当するものについては「技術的助言・勧告」との表現を明記し、それが外部効果を有しないことを平易な言葉で説明するよう、見直しを行う。

⑦複数の分類に該当する内容を含む通知・通達等については、原則として「審査基準・処分基準」に関する見直し基準を適用し、「審査基準・処分基準」を含まないものは原則として「審査基準・処分基準以外の基準」に関する見直し基準を適用するものとする。併せて、ひとつの通知・通達等の中の各要素が上記分類のいずれに該当するかについて、当該各要素の冒頭に明記するものとする。